

一般社団法人亜細亜美術協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人亜細亜美術協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都三鷹市内に置く。

2. この法人は理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(支 部)

第3条 この法人は、理事会の決議を経て必要な地に外郭団体として支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、総合的美術活動を奨励し、展覧会を開催して美術の普及に資し、後進の育成を図るとともに、アジア諸国と美術活動を通じて親善・交流を図り、もってわが国の美術の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 美術展覧会の開催
- (2) 美術に関する講習会、講演会等の開催
- (3) 美術に関する図書、会誌等の発行
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の7種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して、当法人が主催した亜細亜現代美術展に作品を出品し、その運営に協力し、これまでに2回以上の受賞又は連続入選3回以上とし、審査会において3分2以上の賛成で推挙され、誓約書を提出し理事会で承認される。
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して、亜細亜現代美術展に出品し、これまでに1回以上の受賞又は、審査会において3分の2以上の賛成で推挙され、誓約書を提出して理事会で承認される。
- (3) 会 友 この法人の目的に賛同し、亜細亜現代美術展に出品し、成績が優れており、審査会において3分の2以上の賛成で推挙され、入会手続きを経て理事会で承認される。
- (4) 海外会員 海外に在住する美術愛好家で、この法人の目的及び事業に賛同し、当協会の亜細亜現代美術展に出品し、審査会において3分2以上の賛成で推挙され、入会の手続きを経て理事会で承認され、海外会員は会友、正会員共に同等の義務、権利（社員総会における議決権は除く）を有する。

(5) 名誉会長 理事会において推薦され、本人の承諾を得た者

(6) 名誉会員 この法人に対し特に功労があった者の内、社員総会において推薦され、本人の承諾を得た者。

(7) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業の援助及び助成するために入会した個人または団体。

(入会及び種別の変更)

第7条 この法人の、亜細亜現代美術展に作品を出品し、当該美術部門の審査により前条に基づきこれを希望する者は入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受ける。

2. 名誉会員・賛助会員は前項に基づき手続を得る。

3. 会員が上級種別の推挙を受けた場合、第1項に基づき手続を得る。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、入会した時及び毎年、社員総会が別に定めた金額を支払う義務を負う。但し、名誉会員は会費納入義務を負わない。

2. 既納の記名料、会費等は、いかなる理由があっても返還しない

3. 外国人(国内在住含む)は、会費免除手続を提出し理事会で承認を得る。

4. 会員側の事情により一定期間会員としての権利義務を停止したい場合は、理由とその期間を記した休会申込書を事務局に提出し許可を得るものとするが、会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理事会が別に定めた退会届を理事長に提出することによりいつでも任意に退会できる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、理事長はこれを除名することができる。

この場合、この会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、議決の前に社員総会の場においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款または規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に違反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったときは、会費未納を催告し意志を確認。催告より3ヶ月をもって退会とみなす。その後理事会に報告し承認を得る。

(2) 成年被後見人または、被補佐人になった場合。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(4) 総正会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の債権債務関係(未納の会費など)は、免れることはできない。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、第6条第1号の総ての正会員をもって構成する。

(権限及び議決事項)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 役員報酬額等の決定又はその規程の変更
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書、財産目録の承認
 - (6) 入会の基準並びに第8条に関する会費等及び賛助会費の金額
 - (7) 会員の除名
 - (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分または譲受け
 - (9) 解散及び残余財産の処分
 - (10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
 - (11) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの
 - (12) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款で別に定めた事項
2. 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第16条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第15条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2. 定時社員総会は、毎年1回毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。
3. 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
3. 社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 定時社員総会の議長は、理事長とし、臨時社員総会の議長は、社員総会の都度出席正会員の決議によって選任する。

(定足数)

第18条 社員総会は、正会員現在数の過半数の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 社員総会における決議は、この定款で特に規定するものを除き、出席した総正会員の過半数をもって決する。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2. 前項の場合第18条及び第20条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3. 理事または正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2. 議長及び出席した理事の代表2名以上が記名押印の上、これを保存するものとする。

(会員への通知)

第23条 社員総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(社員総会運営規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

第5章 役員

(役員の設定)

第25条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2. 理事のうち1名を代表理事とする。

3. 前項の代表理事以外の理事全員を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は社員総会の決議により選任する。

2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。
3. 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。
4. 理事会は、その決議により、第2項で選定された業務執行理事より常務理事6名以内を選定し、副理事長3名以内を選定することができる。また事務局長1名を選定することができる。
5. 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務執行の決定に参画すると共に、社員総会の権限に属せしめられた以外の法人が必要とする事項を決議する。

2. 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 業務執行理事は、代表理事の保有する代表権を代行できない為、代表理事が死亡等により欠けた場合には、直ちに理事会を開催し、新たな代表理事を選定する。
4. 業務執行理事は、展覧会及び事務局の部門業務等を担当し、その任にあたる。
5. 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3. 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、社員総会に報告しなければならない。
4. その他監事に認められた法令上の職権を行使すること。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行わなければならない。

(役員報酬等)

第31条 役員は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (3) 規則の制定、変更及び廃止
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

2. 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 必要な内部管理体制の整備とこれに伴う内規等の制定

(種類及び開催)

第 34 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

3. 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し理事会に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から理事長に職権上の請求があったとき、又は監事が職権により招集したとき。

(招 集)

第 35 条 理事会は、第 34 条第 3 項第 3 号及び第 4 号以外は理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき、または理事長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序で業務執行理事が招集する。

2. 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、理事及び監事に通知しなければならない。

(議 長)

第 36 条 通常理事会の議長は理事長とする。

2. 臨時理事会の議長は出席理事の互選により定める。

(理事会の定足数)

第 37 条 理事会は、理事過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第 38 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除き、出席理事の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決とする。

2. 前項前段の場合において、議長は、理事会の議決に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を示した時は、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した代表理事及び監事はこれに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 41 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が定めた理事会運営規則による。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、その年の 12 月 31 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、及び第 6 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、第 20 条社員総会決議により総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって変更することができる。

2. 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁へ届け出なければならない。

(解 散)

第 45 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人の解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第47条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 委員会

(委員会)

第48条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員は、理事及び会員のうちから、理事会が選任する。
3. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長等を置く。
3. 事務局長等は理事会が任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告)

第50条 この法人の公告は、電子公告で行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な施行細則は、理事会及び社員総会の決議により別に定める。

附則

施行日	平成25年4月1日	公益社団法人亜細亜美術協会として内閣府に承認される
	平成25年11月10日	一部改訂
	令和1年12月31日	公益取消について12月15日の総会で承認・可決される
	令和2年2月27日	一般社団法人亜細亜美術協会として法務局に登録される
	令和5年11月30日	一部改訂